

## 「第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」改定の進め方等について

### ○現行計画

配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づき、北海道において、平成18年3月に「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」（以下「北海道配偶者暴力防止基本計画」という。）を策定

平成20年1月に国の基本方針が改定されたことから、新たに盛り込まれた事項を勘案して、平成21年3月に「第2次北海道配偶者暴力防止基本計画」を策定

計画期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間

### 1 改定計画の性格

- (1) 配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づく法定計画
- (2) 北海道男女平等参画推進条例の趣旨を踏まえ、第2次男女平等参画基本計画とともに、本道における男女平等参画の実現に向け、配偶者からの暴力防止及び被害者保護に関する基本的な考え方、施策の方向性、総合的な体系を示すもの。
- (3) 新・北海道総合計画を推進するための特定分野別計画

### 2 計画期間

計画期間は、道における類似する計画（犯罪被害者等支援基本計画等）と同様に概ね5年とし、法及び基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととする。

### 3 改定にあたっての基本的考え方

- (1) 都道府県の基本計画は、国の基本方針に即して定めなければならないことから、平成26年1月に策定される基本方針に新たに盛り込まれる事項を勘案する。
- (2) 現行計画に盛り込んでいる取組の進捗状況を検証し反映する。

### 4 名称

当面は「第3次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画（仮称）」とする。

### 5 スケジュール

- |               |                                |
|---------------|--------------------------------|
| ・平成25年10月     | 北海道男女平等参画審議会へ諮問                |
| ・平成25年10月～ 2月 | 北海道男女平等参画審議会専門部会（第2次DV防止計画改定）  |
| ・平成26年 2月     | 北海道男女平等参画審議会から答申               |
| ・平成26年 3月     | 計画素案作成                         |
| ・平成26年 4月～ 5月 | 道民意見の聴取（パブリックコメント・関係団体等との意見交換） |
| ・平成26年 6月     | 計画案作成                          |
| ・平成26年 7月     | 北海道男女平等参画推進本部審議                |
| ・ //          | 北海道男女平等参画審議会へ報告                |

### 6 その他

庁内関係課、教育庁、道警等の職員で構成する検討会を設置

●参考（関係部分抜粋）

○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

（最終改正平成25年7月）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（都道府県基本計画）を定めなければならない。

○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」

（改正平成20年1月11日）

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

（2）基本方針の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。